

# カラマツ材住宅補助金 概要 (R3 4月改正)

## 1 趣 旨

地域資源であるカラマツ材の活用を促進し、その用途の拡大を図るため、県産材のカラマツを住宅の建築材料に使うことに対して補助金を支出するもの。

## 2 補助要件

- (1) 自ら居住する一戸建て木造住宅(店舗等床面積が1/2未満の店舗等併用住宅を含む。)の新築又は増築、改築、修繕、模様替え等の工事であること。
- (2) 信州木材認証製品センターのカラマツ材認証製品を、20万円分以上使用していること。(家具を除く)
- (3) 請負金額が100万円以上(消費税相当額を除く)であること。
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき、適正に工事が行われたものであること。
- (5) 申請者に市税の滞納がないこと。
- (6) 工事請負代金の最終支払日から180日以内の申請であること。

## 3 補助金額

カラマツ材の使用量	補助金額
1 m <sup>3</sup> 以上5 m <sup>3</sup> 未満	10万円
5 m <sup>3</sup> 以上10 m <sup>3</sup> 未満	20万円
10 m <sup>3</sup> 以上	30万円

## 4 必要書類(松本市カラマツ材住宅補助金交付申請書兼実績報告書に添付)

- (1) 建築工事請負契約書の写し
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による届け出等が必要な場合は、その書類の写し(確認済証、検査済証の表紙の写し)
- (3) 住宅の位置図、平面図、立面図
- (4) カラマツ材の使用箇所が確認できる図面
- (5) 信州木材認証製品出荷証明書の写し
- (6) 建築工事請負代金の最終支払い日が確認できる書類の写し
- (7) 県産材カラマツ材の購入に20万円(消費税相当額を除く。)以上を要したことを確認できる領収書等の写し
- (8) 住宅の内観、外観とカラマツ材の使用箇所が確認できる写真
- (9) 市税の滞納がない証明書
- (10) その他市長が必要と認める書類